



こうだ人権会館だより

2019年
3月号

編集・発行 甲田人権会館 電話・お太助フォン 45-4922

あなた自慢の



一コマの
写真

テーマ

人とのふれあい、家族のあったかさ、命の大切さ、そして美しい四季の風景。



「水冷え」 金井 由美子さん(甲田町)

4月早朝土師ダムに桜を写しに行く。車を降りて、その美しさに息を飲んだ。しばらくその辺を散策、数枚シャッターを切った。

「最後の運動会」

金井 由美子さん(甲田町)

小原保育所最後の運動会に行く。園児全員の玉入れ、笑顔で元気いっぱい玉を投げていた。



「岩国の一夜」

沖田 岩雄さん(八千代町)

初めて、山口県岩国の花火大会を見に行きました。この日は8月4日で大会のパンフレットには、8月4日は「橋の日」と書いてありました。なるほど8と4だからかと思いました。



「さあ～泳ごう～」

沖田 岩雄さん(八千代町)

海も楽しいけど、大狩山砂防ダム公園ウォータースライダーは、もっと楽しかった。

「暑くて涼しい場所へ」

大下 素子さん(美土里町)

猛暑続きの毎日で、猫達も涼しい場所にいました。



「仲良しきょうだい猫」

大下 素子さん(美土里町)

今年の春は、いつまでも寒く湯タンポから、移動して狭い所へ一緒に入っていました。



今年度の写真は、自然の風景、明るく元気にみんなで楽しんでいる様子、動物のほんわかした様子を写した作品の応募がありました。それぞれの作品で思いを感じさせていただけの作品でした。ご応募ありがとうございました。これからもあったかで、ほがらかな写真や思いが伝わってくるすばらしい写真を撮っていただきたいと思います。

『こうだ人権会館だより』、全国隣保館だよりコンテスト特別賞を受賞

第13回全国隣保館だよりコンテストにおいて、特別賞（公益社団法人人権教育啓発推進センター理事長賞）を受賞しました。

このコンテストには全国各地の422館が応募し、優秀賞をはじめ10館が入賞しました。日常的な取り組みの紹介のほか、2016年12月に施行された部落差別解消推進法について、分かりやすく啓発も兼ねたお知らせになっていることが高く評価されました。今後とも、定期的に発行し、市民の皆様により身近な人権会館の情報を発信してまいります。



「事前登録型本人通知制度」に登録を！

本人通知制度は、市町村が住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人（事前に市町村への登録が必要）に交付したことをお知らせする制度です。

近年、個人の重要事項が記載された戸籍謄本や住民票を不正に取得するなど、個人情報の漏洩が発生しており、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪に利用されています。この制度によって、このような不正請求の早期発見につながり、**個人情報の不正利用防止**や事実関係の早期究明ができます。また、不正が発覚する可能性が高まることから、**不正請求を抑止**することができます。

安芸高田市では「事前登録型本人通知制度」が、2018（平成30）年7月1日から始まっています。

◇登録方法 受付窓口	安芸高田市役所本庁総合窓口課、各支所窓口係に申請書を用意しています。 登録費用は無料です。
◇必要書類	登録する本人であれば運転免許証、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付き身分証明書など本人が確認できるもの。 ※顔写真付き身分証明書をお持ちでない方は、保険証・年金手帳等の書類を2点ご用意下さい。
◇お問合わせ先	安芸高田市甲田支所 電話 0826-45-4111 安芸高田市総合窓口課 電話 0826-42-5616

安芸高田市はモニタリング事業の導入を！！

「壬申戸籍」がインターネットに出品、法務省が回収！！

「壬申戸籍」は、1872（明治5）年壬申の年から、編製された全国的な戸籍です。この戸籍が、今年の1月末に、インターネットのオークションサイトに出品され、法務省が急ぎよ回収する事態がありました。壬申戸籍から、苗字と名前が記載され、「華族」「平民」といった当時の身分や犯罪歴も記載されました。

戸籍は本人と親族などの血脈を証明するもの。そのため、戸籍に書かれた個人情報をもとに身元調査が行われ、結婚差別や就職差別などにおいて戸籍が悪用され問題となり、法務省が、1968（昭和43）年に壬申戸籍を封印しますが、それから、身元調査が行われてきました。1976（昭和51）年に戸籍法が改正され、請求事由の明示によって、不正目的が拒否できる「戸籍の閲覧制限」が行われました。次は住民票で「本籍」を調べ、身元調査を行う事件が続発し、1985（昭和60）年住民基本台帳法も改正し、「住民票の公開」制限を行いました。就職差別撤廃運動により、就職試験のエントリーシートは、本籍地や親の職業など本人の能力とは関係のない事項を記載させない「全国高校統一応募用紙」が使用されるようになりました。1999（平成11）年には職業安定法が改正され、採用時における戸籍の提出の禁止、面接時において本籍地や親の職業など本人の能力以外の情報収集をすることが法的に禁止されました。

1980（昭和55）年代後半から、戸籍・住民票を他人が閲覧・取得できなくなったために、弁護士や行政書士等の有資格者に依頼し、戸籍等を不正取得し、身元調査をおこなう事件が多発しました。そのため2006（平成18）年には「探偵業法」が制定され、探偵業務において差別身元調査が禁止となり、そして2008（平成20）年には戸籍法が改正され、請求時の本人確認の徹底、不正取得を依頼した人も罰則となりました。

現在は、市町村や地方法務局で保管しており、親族や職員も閲覧できないようになっています。ただ全て回収されたわけではなく、2017（平成29）年8月にも、壬申戸籍がネットオークションに出品され、東京法務局が回収しています。

今、情報化の進展に伴って、インターネット上も含め、たくさんの誤った情報や言動もあるこの社会の中で、「差別につながる恐れのある個人情報は開示しないこと、利用しないこと」を守り、**私たち一人ひとりが人権問題に対して正しい知識と理解を持ち、正しく行動することが大切です。**

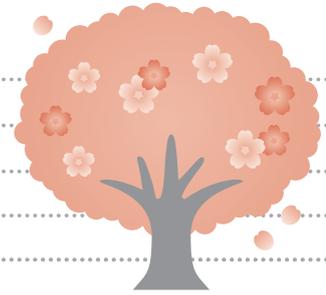
安芸高田市においても、インターネット上の差別的な書き込みを監視するモニタリング事業を始めなければなりません。

ある方から、識字学級を開催されているAさんの体験を綴られた手紙が、届きました。知ることの重要性と知ろうとしない残酷さについて教えられる手紙です。みなさん！是非、読んでください。

お手紙紹介

識字の思い出

私の両親は、小さい時から働いていて、小学校にも全く行けていませんので、読み書きはほとんどできません。今は病院に行っても、受付でカードを通せば良いようになっていますが、昔は病院に行くたびに「住所と名前を書いて下さい」と言われます。父親は、字を書けないと知られるのが嫌で、病院に行くのをとても嫌がりました。結局、無理やり連れて行った時にはガンの末期で、もう助かりませんでした。



文字を書けないということは、「病気になったら病院に行く」という当たり前の生活が送れないということなのだと思います。

文字が書けないので、まともな就職もできないですし、両親は若い時から日雇いの肉体労働で、顔はいつも真っ黒に日焼けして、母は仕事から帰ると内職もして、父親も朝から晩までひたすら働いている人でした。部落差別の考えが、当たり前に使われていた時代、貧困と就職差別で、A地域の多くの人が、日雇いの肉体労働で生きていた時代でした。

そして、その文字を書けないという差別は、家庭の中でも父親を苦しめました。

日雇いの労働で、一生懸命働いて、やがて父親は水道の配管の仕事を憶えて行きます。ある時、水道配管の仕事が個人的に入ってくるようになりました。本当に嬉しかったのでしょうか。ある日家に帰ると「電話」が引いてありました。個人の家には電話なんて！貧乏な家に立派な電話が来ました。そして、その電話の壁に大きな大きなカレンダーが貼ってありました。

水道配管の仕事が入ったのでしょうか。

そのカレンダーに『すいろう』と大きな文字で書いてありました。私も姉も、学校に通わせてもらっているのです、文字を知っています。私と姉は、その「すいろう」の字を指さしてガラガラ、ガラガラ笑うのです。そして、父親に『すいろう、やて！アホちがう？』『ホンマは、すいどう、やで！そんなことも知らんの？アホちゃうか！』って言って、父親をバカにするんです。父親は、恥ずかしそうにして、いつの間にか、私たちの前から居なくなっていました。

本当は「すいどう」です。でも、父親は自分の耳に入ってくる中で、自分の知っている文字を並べて書くのです。小さい時から、一生懸命働いて、働いて、やっと結婚できて、そして働いて、働いて、子どもが生まれて、その目に入れても痛くない可愛い我が子から、文字を書けないことをバカにされる。その「すいろう」という文字は、その時の父親の精一杯の文字でした。

字が書けない……

私は、そんな親の痛みを、知ろうともしませんでした。その人のことを知ろうともしない。

その人の痛みに想いを寄せられない。これは辛いことです。

私は長い間、こういうことが、なかなかできませんでした。

人権の学習をして、部落問題を勉強してから、自分の生きてきた道を振り返って、初めて、私はこうして親を傷つけてきた自分に気がきました。

その人がなぜ、その状態になっているのか？

それを「知ろうとしない」と言うことは、こうして人を傷つけて行くのだと知りました。

「知らない」って、言うことは残酷です。「知ろうとしない」って言うことは、本当に人間に残酷なことをさせる。と、今は思えるようになれました。平成 31 年 1 月 25 日

2018年度開催した講演会等と参加者の感想

甲田人権会館開館35周年記念事業

人権・子育てフェスタ

9月15日(土) 129名参加

・第1部 映画
「湯を沸かすほどの熱い愛」

・第2部 講演会
「プロの保育士夫婦が語る！
夫婦の子育て家族の子育て」
～パパもママもみんなで子育て楽しもう～

講師：大阪教育大学教育学部 准教授
小崎 恭弘 さん&保育所長 小崎 睦美 さん



【40歳代女性】
具体的な例や体験に基づく話で分かりやすく楽しかったです。待つことと信じることが大切なのだと思いました。

拉致問題講演会&映画上映会

11月17日(土) 110名参加

・第1部 講演会
「北朝鮮による日本人拉致問題について」
～すべての被害者を救出するために～
講師：北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会
会長 西岡 力 さん

・第2部 映画
「めぐみ～引き裂かれた家族の30年」



【60歳代男性】
早期の拉致被害者救出に向け日本人の心意気を示す時だ

第70回人権週間記念事業

人権多文化共生講演会

12月2日(日) 60名参加

・「中国・韓国の隣人と日本人はどこが違うのか？」
～違いを認め合う共生社会をめざして～
講師：中国問題評論家 石 平 さん

【30歳代男性】
日本人は中国人も朝鮮半島の人、その他世界の人ともどこが同じ価値感で理解し合えると思ってる人が多いが、まず「ちがう」事を前提として考える事がお互いに上手くやっていく重要なポイントだと改めて思った。



平和映画祭

8月4日(土) 72名参加

・映画「クワイ河に虹をかけた男」

【70歳代女性】
こういう事実があることは知らなかった。今の政府もこの映画をみて戦争はいかにおろかか、それで苦しむ人がどれだけ沢山いるか、改めて知ってほしい。戦争のない世界へ世界の先頭を切って舵を切り直してほしい。

8月28日(火) 12名参加

・映画「ザ・思いやり」

【20歳代女性】
もっと色々な世代の人に考える機会としてほしい。何かできることも提案があるといい。



夏休み親子映画劇場

8月29日(水) 200名参加

・映画「SING」

世界人権宣言70周年記念映画会

11月19日(月) 22名参加

・映画「不思議なクニの憲法」

【60歳代女性】
いろいろな年代、男女の方々のお話を聞かせていただき、何も考えず日々を過ごしていることを反省し、私なりにこれからは少しずつでも関心をもち勉強していきたいと思いました。

人権と福祉のまちづくり講座

2月19日(火) 21名参加

- ◇講座 「介護福祉サービスの活用について」
講師：安芸高田市社会福祉協議会 介護支援専門員 青崎 由実子 さん・岡田 祐太 さん
- ◇お茶会 「高齢社会をなえれば不安は少ない！」
～でも、具体的にどんな備えをしておけばいいの？～
たかみや人権会館指導員・福祉用具専門相談員 おむつフitter 2級 田村 亜紀子 さん



【60歳代女性】
参加者の考えや経験を互いに聞くことができたので、よかった。また知らなかった情報も知ることができ、有意義であった。介護が必要になった時にどうしたらよいか、事前に準備できることは何かを考える機会になった。

家族介護教室

7月10日(火) 47名参加

◇「ウンチは健康のバロメータ」
講師：新広島ヤクルト販売株式会社 原田 史子 さん

11月14日(水) 35名参加
◇「自宅で簡単にできる!! ～足のむくみやのどに詰まらない正しい姿勢～パート1」
講師：ふれあいライフ原 木原 啓策 さん

1月22日(火) 100名参加
◇「新春!!落語で大笑い～笑って笑ってリフレッシュ～」
講師：秋風亭てい朝 さん

3月13日(水)
◇「寸劇でわかりやすく!認知症の対応 一緒に語って考えませんか?」
講師：劇団 木曜日ほうどん のみなさん

